

令和6年度（2024年度）金沢大学法科大学院 入学試験問題

【D日程】法律専門科目試験

民法 出題の意図

問題1

民法422条の2に定める代償請求権に関する問いである。同条に即して、要件及び効果を説明し、また、典型例（例えば、売買契約の目的物が引渡し前に、第三者の不法行為により滅失し、引渡債務が履行不能となった場合）を挙げて、履行不能となった債務の債権者が、代償請求権として具体的に何を求めることができるのか（金銭の償還、損害賠償請求権の移転）を記述することが求められる。

問題2

共有物の使用に関する問いである。遺産分割前の財産には、物権法の共有の規定が適用されることを前提に、令和3年民法改正による民法249条、252条に即して論じることが求められる。①では、各共有者は、共有物の全部について、自己の共有持分に応じた使用をすることができるから、他の共有者からの明渡請求は当然には認められないこと、共有者間で共有持分の価格に従った過半数で、共有物の使用方法を定めることができること等を論じることが、②では、共有者は、原則として、他の共有者に対して、自己の持分を超える使用の対価を償還する義務を負うところ、本問のような事案では、使用貸借の合意の存在が推認されること、しかし、共有持分の価格に従った過半数で、共有物の使用方法を定めることができること等を論じることが考えられる。最判昭和41年5月19日民集20巻5号947頁、最判平成8年12月17日民集50巻10号2778頁も参考になる。